

自分で市・県民税申告書を作成してみませんか

令和 7 年 1 月 1 日に長門市内に住所がある人は、3 月 17 日までに前年中の所得を長門市に申告する必要があります。申告により、令和 7 年度の市・県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料が算定され、また、国民年金保険料などの免除申請、各種手当、助成金の支給判定など、多くの公的手続きの基礎資料となります。

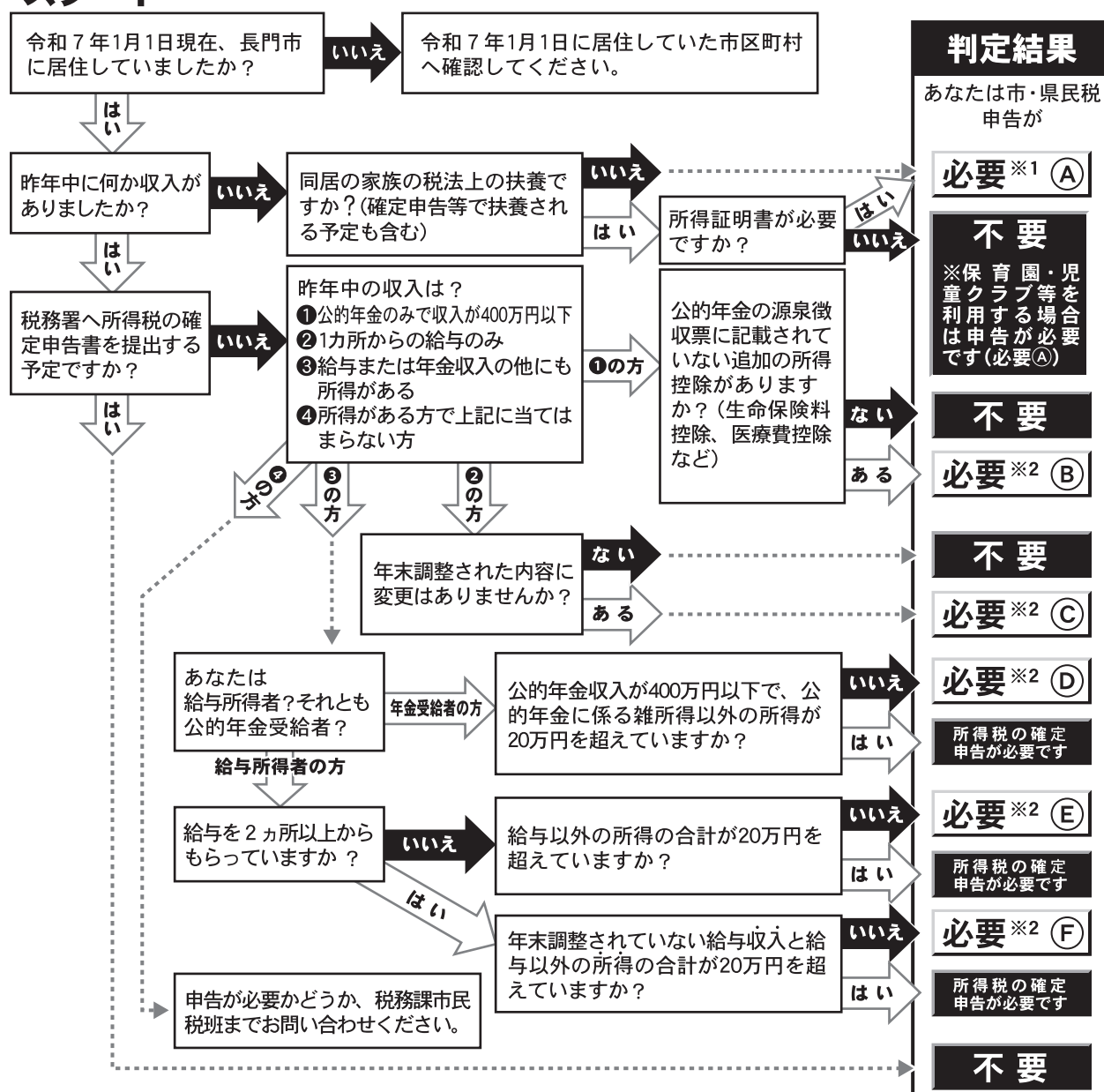
市・県民税申告書は、この冊子の申告書に自分で記入し郵送での提出が可能です。ご自身で申告書を作ることが難しい場合は、申告会場にお越しください。(日程などくわしい内容は、2 月号広報「知っちょこ」をご覧ください。)

まず市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう！

はい ➡ いいえ ➡ で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

(注) この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。(税務課市民税班 ☎ 0837-23-1124)

スタート



必要※1 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定、ほったちテレビ利用料減免申請の資料として必要のため、申告をお願いする場合があります。(郵送での提出をおすすめします。)

必要※2 所得税の還付を受けるなど、確定申告をする場合、市・県民税の申告は必要ありません。

必要 (A)～(F) に該当した方は次ページ以降を参考に申告書を作ってみましょう。

④に該当した人は市・県民税申告をして下さい。

「自分が無収入である」ことを理由に申告しない場合、国民健康保険等（介護保険や後期高齢者医療保険）や国民年金の保険料免除申請等で不利益をこうむる場合があります。収入が、障害年金のみ、または遺族年金のみの人もここに該当します。

⑤～⑥に該当した人は市・県民税申告または確定申告をして下さい。

所得税の還付を受ける人は、確定申告をしてください。その場合、市・県民税申告をする必要はありません。確定申告をする人は、税務署または申告相談会場へお越しください。

■パターン１ 給与所得者

例１ １社からの給与（年末調整済み、源泉徴収税額あり）と農業所得（収入－必要経費）等が20万円以下で、年末調整された源泉徴収票に記載がある情報に修正がない人

市・県民税申告

例２ １社からの給与（年末調整済み、源泉徴収税額あり）と農業所得（収入－必要経費）等が20万円以下で、医療費控除が30万円ある。確定申告をすると所得税の還付が発生する

確定申告

■パターン２ 年金所得者

例１ 400万円以下の年金（源泉徴収税額なし）と農業所得（収入－必要経費）等が20万円以下で、医療費控除が30万円あるが、所得税を納めていないので、所得税の還付はない

市・県民税申告

例２ 400万円以下の年金（源泉徴収税額あり）と農業所得（収入－必要経費）等が20万円以下で、医療費控除が30万円ある。

所得税の計算をした後、還付がない場合

市・県民税申告

所得税の計算をした後、還付がある場合

確定申告

●郵便での申告書提出に当たっての注意点

- 1 郵送する際、申告書と一緒に提出するもの
申告者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）両面の写し、もしくは個人番号通知カード（記載されている住所が現住所と同一である場合に限る）と免許証や保険証の写し・該当の源泉徴収票・生命保険各種証明書・社会保険料控除証明書・医療費の領収書（セルフメディケーション税制の申告の人は下記参照）・寄附金の領収書など
- 2 申告書・各種証明書を提出していただきますが、資料の返却が必要な人は切手を貼った返信封筒を同封してください。確認後、資料を返送します。
- 3 市役所からご連絡をする場合がありますので電話番号を忘れずに記入してください。
- 4 申告書が２枚以上必要な世帯は、お手数をおかけしますが両面をコピーして提出してください。

申告書の提出先

長門市役所税務課に郵送するか、長門市役所税務課、または各支所もしくは各出張所まで提出してください。

申告期限は３月１７日（月）です。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

申告者が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組（注１）を行い、特定一般用医薬品（注２）を購入した場合、その購入費用について所得控除を受けることができる制度です。

この制度は、昨年中に、対象となる特定一般用医薬品の購入金額が1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額（8万8千円を限度）について、所得控除を受けられる制度です。なお、申告の際には医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択し申告します。

【必要書類】

- ・申告者が昨年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（インフルエンザの予防接種の領収書、また人間ドック等の領収書や結果通知表など）・特定一般用医薬品の領収書（税制対象商品の記載のあるもの）

（注１）健康の保持増進及び疾病の予防の取組

- ・国民健康保険や健康保険組合が実施する健康診査（人間ドック・各種検診）
- ・予防接種（インフルエンザ等）
- ・勤務先で実施する定期健康診断

（注２）特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）

- ・特定一般用医薬品は、医療用医薬品として使用されていた薬が、成分の有効性や安全性等に問題がないと判断され、薬局やドラッグストア等で店舗販売できる一般用医薬品に転換（スイッチ）されたもの。

郵送する人は、切り取り封筒に貼ってご利用ください。（切手につきましては、各自にてご用意ください。）

759-4192

山口県長門市東深川1339-2
長門市役所税務課市民税班 行

■問い合わせ先■

長門市役所税務課市民税班

0837-23-1123

0837-23-1124

◎住所・氏名・個人番号(マイナンバー)(12ケタ)・性別・生年月日・世帯主氏名・続柄・電話番号を記入のうえ、提出してください。
◎年末調整済み源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を新たに追加するときはその証明書を添付してください。

市・県民税申告書記入例(表)

令和7年度分

市・県民税
国民健康保険料
介護保険料
後期高齢者医療保険料

申告書

表

長門市長殿	現住所	長門市東深川1339番地2		整理番号						
	1月1日現在の住所	同上		業種又は職業	農業					
	フリガナ	ナガト タロウ		電話番号	0837-23-1124					
	氏名	長門太郎		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					
提出年月日	年	月	日	生年月日	明・大平・令	59・4・1	世帯主の氏名	長門 一郎	続柄	父
7	3	1								

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険料	100,000	
	合計	100,000	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計 円
	80,000		100,000
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計 円
			80,000
	介護医療保険料の計	円	
	30,000		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計 円
			50,000
⑰～⑲ 障害者控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除	⑲ 障害の程度	身障 3 度
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名 ナガト イチロウ 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	障害の程度	身障 3 度
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ氏名 ナガト ハナコ 個人番号 1 1 1 1 2 2 2 2 1 1 1 1	配偶者の合計所得金額	550,000 円
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名 ナガト イチロウ 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	生年月日 明・大平・令 29・7・7	同居・別居の区分 同居 続柄 父
1	氏名 長門 一郎	生年月日 明・大平・令 29・7・7	同居・別居の区分 同居 続柄 父
2	氏名	生年月日 明・大平・令 ・	同居・別居の区分 同居 続柄
3	氏名	生年月日 明・大平・令 ・	同居・別居の区分 同居 続柄
4	氏名	生年月日 明・大平・令 ・	同居・別居の区分 同居 続柄
16歳未満の扶養親族	フリガナ氏名 ナガト ジロウ 個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	生年月日 明・大平・令 21・12・24	同居・別居の区分 同居 続柄 子
1	氏名 長門 次郎	生年月日 明・大平・令 21・12・24	同居・別居の区分 同居 続柄 子
2	氏名	生年月日 明・大平・令 ・	同居・別居の区分 同居 続柄
3	氏名	生年月日 明・大平・令 ・	同居・別居の区分 同居 続柄
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計		

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
	保険金などで補填される金額	円	円
	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円	円
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額 円
	120,000		10,000

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ	450,000	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	1,000,000	
	公的年金等	キ		
	業務	ク		
	その他	ケ	500,000	
	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農業	②	21,500	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	450,000	
	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨	35,000	
	合計	⑩	35,000	
	総合課税・一時	⑪		
	合計	⑫	506,500	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	100,000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	10,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	260,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	450,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
	㉕から㉖までの計	㉕	1,650,000	
	雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉗	84,675	
	合計	㉘	1,734,675	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

◎給与・年金それぞれの源泉徴収票または所得控除の計算に用いる各種証明書(生命保険控除証明書等)を添付してください。
「添付した資料の金額の記入は省略しても構いません。」
※ただし、扶養している扶養親族の氏名等については必ず記入してください。
※申告者・配偶者・扶養控除対象者(16歳未満の扶養親族も含む)、専従者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					円
賞 与 等					
合 計					
法人番号又は 所 在 地					
勤 務 先 名					
電 話 番 号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		450,000円	428,500円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
生命保険 年金	〇〇生命	500,000円	465,000円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	イ 円
	長 期					ロ 円
一 時						ハ 円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]		

11 事業専従者に関する事項

フリ ガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1	個人 番号				
フリ ガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
2	個人 番号				
フリ ガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
3	個人 番号				
所得税における青色申告の承認の有無					
		承認あり・承認なし		合 計 額	

13 事業税に関する事項

非課税所 得など	所得金額	円
損益通算の特 例適用前の 不動産所得		円
事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始・廃止 月 日	
☐ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリ ガナ	氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
1					
フリ ガナ	氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
2					
フリ ガナ	氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
3					

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円
住所地の共同募金会、日本赤十字・都道府 県、市区町村分(特別控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してく
ださい。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活
動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄
に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
個人 番号							

所得金額（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に得た金額）				
種 類	所得の計算方法・記入上の注意	申告書の記入欄		
		表面		裏面
		収入金額	所得金額	
営業等所得 販売業、製造業、飲食業、サービス業、大工、左官、保険外交員、集金人、電力量計の検針人、漁業など（農業・不動産業は除く）	$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除}$ 収入金額… 昨年中に収入を得ることが確定した金額（売掛金、現物収入、雑収入を含む） 必要経費… 昨年中に収入を得るために要した費用（売上原価、給料賃金、減価償却費、事業用資産の地代・家賃・借入金利子、修繕費など）で生活費は含みません。 専従者控除… 事業専従者（あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、昨年中に6か月を超える期間、事業にもつばら従事している人）1人につき、次のAとBのいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 A…50万円（配偶者の場合は86万円） B…事業に係る所得の金額÷（事業専従者の数+1） 注意点＊事業専従者とされた人は、扶養控除や配偶者控除の対象となりません。 ＊専従者控除を受ける場合は、申告書裏面11の欄に必要事項を記入してください。	1－ア	2－①	7 11 13
農業所得 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育など	$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除}$ 収入金額… 昨年中に収入を得ることが確定した金額（家事消費分を含む） 必要経費… 昨年中に収入を得るために要した費用（種苗費・農業衛生費など）で生活費は含みません。 専従者控除… 営業等所得の項を参照	1－イ	2－②	7 11
不動産所得 地代、家賃、土地や家屋の権利金など	$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除}$ 収入金額… 昨年中に収入を得ることが確定した金額（未収家賃などを含む） 必要経費… 昨年中に収入を得るために要した費用（損害保険料・減価償却費・修繕費など）で生活費は含みません。 専従者控除… 営業等所得の項を参照	1－ウ	2－③	7 11
利子所得 公社債や預貯金の利子など	非課税制度の適用を受けるものや、普通預金等の利子など、源泉徴収されているものは申告の必要はありません。	1－エ	2－④	
配当所得 株式または出資の配当など	一定の上場株式等（1銘柄の所有株式数が発行済株式総数の3%以上であるものを除く）に係る配当は、源泉徴収されているため申告の必要はありません。申告する場合は、申告書裏面8、14にも必要事項を記入してください。 ＊申告した配当所得の金額は合計所得金額に算入され、国民健康保険料や介護保険料等の算定に含まれます。 ＊上場株式等に係る配当所得等については、所得税の確定申告と異なる課税方式を選択することができます。	1－オ	2－⑤	8 14
給与所得 給与または専従者給与	収入金額… 昨年中に収入を得ることが確定した金額（手取額ではなく、所得税や社会保険料などが控除される前の金額） 所得経費… 6ページの《給与所得の計算について》を参考に算出してください。 注意点 ＊源泉徴収票または支払証明書を持参、または郵送してください。 ＊支払者が2力以上ある人→全ての給与収入を合算して所得を算出して下さい。 ＊源泉徴収票等がない人→申告書裏面6の欄に収入金額と勤務先を記入してください。	1－カ	2－⑥	6
雑所得 ①国民年金、厚生年金、各種の共済年金、一時恩給を除く恩給	収入金額… 所得税及び介護保険料など各種保険料引き去り前の金額 所得経費… 6ページの《公的年金等の雑所得の計算について》を参考に算出してください。 ＊支払者が2力以上ある人→全ての年金収入を合算して所得を算出して下さい。 ＊遺族年金や心身の障害を原因として受ける年金などは、非課税所得となります。	1－キ	2－⑦	
②副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの		1－ク	2－⑧	9
③生命保険契約に基づく年金、互助年金、暗号資産取引など、他のいずれにも該当しない所得	$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$	1－ケ	2－⑨	
総合課税の譲渡所得 車輛、機械、船舶、ゴルフ会員権、書画骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得	【短期】所有期間が5年以下である資産の譲渡 $\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}$ 【長期】所有期間が5年を超える資産の譲渡 $\text{所得金額} = (\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}) \times 1/2$ ＊特別控除額は短期と長期を合わせて50万円です。ただし、収入金額－必要経費が50万円未満の場合はその金額が上限となります。 ＊土地建物等の譲渡所得については、他の所得とは別に計算しますので、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」が必要です。市民税班まで問い合わせてください。	【短期】1－コ 【長期】1－サ	2－⑪	10
一時所得 生命保険契約等に基づく一時金や損害保険の満期戻金など	$\text{所得金額} = (\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除}) \times 1/2$ ＊特別控除額は50万円です。ただし、収入金額－必要経費が50万円未満の場合はその金額が上限となります。	1－シ	＊総合課税の譲渡所得と一時所得の両方がある場合は、その合計額	

給与所得の計算について

給与等の収入金額 (税込み)	(合計)	円	A
Aの金額	給与所得の金額		
～ 550,999円	0 円	Aの金額	給与所得の金額
551,000円 ～ 1,618,999円	A-550,000円 円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	A÷4の金額 (千円未満の端数切捨て) B×2.4+100,000円 円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000 円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	B ↓ B×2.8-80,000円 円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000 円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	_____,000円 B×3.2-440,000円 円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000 円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円 円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000 円	8,500,000円 ～	A-1,950,000円 円
			(1円未満切捨て)

[計算例]
給与等の収入金額 (A) : 1,920,500円の場合
① 1,920,500円 ÷ 4 = 480,125円 → (B) : 480,000円 (千円未満の端数切捨て)
② 480,000円 × 2.8 - 80,000円 = 1,264,000円
「給与所得」の金額は、1,264,000円 になります。

公的年金等の雑所得の計算について

公的年金等の雑所得の 収入金額(税込み)	(合計)	円	a
● 昭和35年1月2日以降に生まれた人 (65歳未満の人) の計算			
aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	公的年金等の雑所得 (1円未満切り捨て)		
～ 1,299,999円	a-600,000円 円	a-500,000円 円	a-400,000円 円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	a×0.75-275,000円 円	a×0.75-175,000円 円	a×0.75-75,000円 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	a×0.85-685,000円 円	a×0.85-585,000円 円	a×0.85-485,000円 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	a×0.95-1,455,000円 円	a×0.95-1,355,000円 円	a×0.95-1,255,000円 円
10,000,000円 ～	a-1,955,000円 円	a-1,855,000円 円	a-1,755,000円 円

● 昭和35年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上の人) の計算			
aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	公的年金等の雑所得 (1円未満切り捨て)		
～ 3,299,999円	a-1,100,000円 円	a-1,000,000円 円	a-900,000円 円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	a×0.75-275,000円 円	a×0.75-175,000円 円	a×0.75-75,000円 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	a×0.85-685,000円 円	a×0.85-585,000円 円	a×0.85-485,000円 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	a×0.95-1,455,000円 円	a×0.95-1,355,000円 円	a×0.95-1,255,000円 円
10,000,000円 ～	a-1,955,000円 円	a-1,855,000円 円	a-1,755,000円 円

[計算例]
昭和35年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上の人) で公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が100万円の場合
公的年金等の雑所得の収入金額 (a) : 3,667,200円
3,667,200円 × 0.75 - 275,000円 = 2,475,400円
「公的年金等の雑所得」の金額は 2,475,400円 になります。

所得金額調整控除について

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- $$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

所得金額調整控除額＝

所得から差し引かれる金額

所得から差し引かれる金額

種 類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の 記入欄																															
雑損控除	あなたや、昨年分の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする人が、災害・盗難及び横領により住宅や家財に損害を受けた場合	「損害金額－保険金などで補填される金額」(a)の金額を基として計算した、次の(ア)と(イ)のいずれか多い方の金額 (ア) aの金額－(総所得金額等の合計額×1/10) (イ) aの金額のうち災害関連支出の金額－ 5万円	表面 3－㉔ 4－㉔																															
医 療 費 控 除 (どちらか一方を選択します)	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、昨年中にあなたが支払った医療費がある場合	(支払った医療費－保険等により補填される金額)の合計－ (10万円又は「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額) (限度額200 万円)	表面 3－㉗ 4－㉗																															
	あなたが、健康の保持増進等に取り組み、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、昨年中にあなたが支払った特定一般用医薬品の購入がある場合 医療費控除の区分に「1」と記載	特定一般用医薬品の購入費－1万2千円の金額 ※2ページのセルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 参照 (限度額8万8千円)																																
社 会 保 険 料 控 除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、昨年中に支払った社会保険料(健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)がある場合	支払った金額 *配偶者その他の親族が受け取る年金から差し引かれた国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料はあなたの控除の対象にはなりません。	表面 3－㉓ 4－㉓																															
小規模企業共済等掛金控除	昨年中にあなたが支払った、小規模企業共済法に規定される第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法の個人型年金等の加入者掛金がある場合	支払った金額	表面 4－㉔																															
生 命 保 険 料 控 除	あなたや、あなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約、介護医療保険契約または個人年金保険契約のうち、昨年中にあなたが支払った保険料がある場合 ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約) <table><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>(A) 一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円</td><td>支払金額全額</td></tr><tr><td>(B) 介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円</td><td>支払金額×1/2 + 6,000 円</td></tr><tr><td>(C) 個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円</td><td>支払金額×1/4 + 14,000 円</td></tr><tr><td>(A) + (B) + (C) 合計額</td><td>28,000 円</td></tr></table> (A) + (B) + (C) 合計額の上限 70,000円 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) <table><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>(a) 一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円</td><td>支払金額全額</td></tr><tr><td>(b) 個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円</td><td>支払金額×1/2 + 7,500 円</td></tr><tr><td>(a) + (b) 合計額</td><td>支払金額×1/4 + 17,500 円</td></tr><tr><td>(a) + (b) 合計額の上限 70,000円</td><td>35,000 円</td></tr></table> *①(新契約)、②(旧契約)両方の保険契約等がある場合、(ア)新契約のみ、(イ)旧契約のみ、(ウ)新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。ただし、(ウ)新旧両契約での申告を選択した場合、控除の上限額は28,000 円となります。 《参考：記入例(P.3)の計算》 <table><tr><td>一般生命保険料(新)支払金額 80,000円</td><td>→ 控除額 28,000円</td><td rowspan="2">} 控除額は上限額の35,000円 ㊦</td></tr><tr><td>〃 (旧)支払金額 100,000円</td><td>→ 控除額 35,000円</td></tr><tr><td>介護医療保険料(新)支払金額 30,000円</td><td>→ 控除額 21,000円</td><td>㊦ + ㊧ + ㊨ = 91,000円</td></tr><tr><td>個人年金保険料(旧)支払金額 80,000円</td><td>→ 控除額 35,000円</td><td>ただし全体の上限が70,000円なので 生命保険料控除額 70,000円</td></tr></table>		支払金額	控除額	(A) 一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額全額	(B) 介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額×1/2 + 6,000 円	(C) 個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額×1/4 + 14,000 円	(A) + (B) + (C) 合計額	28,000 円	支払金額	控除額	(a) 一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円	支払金額全額	(b) 個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円	支払金額×1/2 + 7,500 円	(a) + (b) 合計額	支払金額×1/4 + 17,500 円	(a) + (b) 合計額の上限 70,000円	35,000 円	一般生命保険料(新)支払金額 80,000円	→ 控除額 28,000円	} 控除額は上限額の35,000円 ㊦	〃 (旧)支払金額 100,000円	→ 控除額 35,000円	介護医療保険料(新)支払金額 30,000円	→ 控除額 21,000円	㊦ + ㊧ + ㊨ = 91,000円	個人年金保険料(旧)支払金額 80,000円	→ 控除額 35,000円	ただし全体の上限が70,000円なので 生命保険料控除額 70,000円	表面 3－㉕ 4－㉕
支払金額	控除額																																	
(A) 一般生命保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額全額																																	
(B) 介護医療保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額×1/2 + 6,000 円																																	
(C) 個人年金保険料控除 上限控除額 28,000円	支払金額×1/4 + 14,000 円																																	
(A) + (B) + (C) 合計額	28,000 円																																	
支払金額	控除額																																	
(a) 一般生命保険料控除 上限控除額 35,000円	支払金額全額																																	
(b) 個人年金保険料控除 上限控除額 35,000円	支払金額×1/2 + 7,500 円																																	
(a) + (b) 合計額	支払金額×1/4 + 17,500 円																																	
(a) + (b) 合計額の上限 70,000円	35,000 円																																	
一般生命保険料(新)支払金額 80,000円	→ 控除額 28,000円	} 控除額は上限額の35,000円 ㊦																																
〃 (旧)支払金額 100,000円	→ 控除額 35,000円																																	
介護医療保険料(新)支払金額 30,000円	→ 控除額 21,000円	㊦ + ㊧ + ㊨ = 91,000円																																
個人年金保険料(旧)支払金額 80,000円	→ 控除額 35,000円	ただし全体の上限が70,000円なので 生命保険料控除額 70,000円																																

所得から差し引かれる金額

種 類		内容または記入上の注意		控除される額		申告書の記入欄																																																																																							
地震保険料控除	震 料 除	《地震保険料》 損害保険契約等について、昨年中にあなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合		<table><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>50,000 円以下 50,001 円以上</td><td>支払金額×1 / 2 25,000 円</td></tr></table>		支払金額	控除額	50,000 円以下 50,001 円以上	支払金額×1 / 2 25,000 円	表面 3－⑬ 4－⑬																																																																																			
		支払金額	控除額																																																																																										
		50,000 円以下 50,001 円以上	支払金額×1 / 2 25,000 円																																																																																										
《旧長期損害保険料》 平成18年末までに契約した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上のもので、満期返戻金を支払う旨の特約があるもの）で平成19年以降に契約の変更をしていないものについて、昨年中にあなたが支払った保険料がある場合		<table><tr><th>支払金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>5,000 円以下 5,001 円～15,000 円 15,001 円以上</td><td>支払金額全額 支払金額×1 / 2 + 2,500 円 10,000 円</td></tr></table>		支払金額	控除額	5,000 円以下 5,001 円～15,000 円 15,001 円以上	支払金額全額 支払金額×1 / 2 + 2,500 円 10,000 円																																																																																						
支払金額	控除額																																																																																												
5,000 円以下 5,001 円～15,000 円 15,001 円以上	支払金額全額 支払金額×1 / 2 + 2,500 円 10,000 円																																																																																												
*一つの損害保険契約等が、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のいずれの契約にも該当する場合には、どちらか一つを選択してください。 *地震保険料の控除と旧長期損害保険料の控除の両方がある場合は、それぞれについて計算した控除額の合計になります。（限度額25,000 円）																																																																																													
寡婦控除		①夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち扶養親族を有し、かつ昨年中の合計所得金額が500万円以下である場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合及びひとり親控除に該当する場合を除く）。 ②夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が不明な人で昨年中の合計所得金額が500万円以下である場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く）。		26 万円		表面 3－⑰ 4－⑰～⑱																																																																																							
ひとり親控除		現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかで無い人のうち、昨年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族とされてない人）があり、かつ昨年中の合計所得金額が500万円以下である場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く）。		30 万円		表面 3－⑱ 4－⑱～㉑																																																																																							
勤労学生控除		あなたが学生・生徒で、給与所得などの勤労による所得があり、昨年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合 *学生証等の証明書の添付が必要です。		26 万円		表面 3－⑲ 4－⑲～㉒																																																																																							
障害者控除		あなたがあなたと同一生計配偶者（配偶者の合計所得が48万円以下）及びその他の扶養親族が障害者である場合 <table><tr><td></td><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>1・2級</td><td>A</td><td>1級</td><td>特別項症から第3項症まで</td></tr><tr><td>普通障害者</td><td>3級～6級</td><td>B</td><td>2・3級</td><td>上記以外</td></tr></table> *手帳をお持ちでない場合でも「障害者控除対象者認定書」などにより控除の対象となる場合があります。 *特別障害者があなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としている場合、控除額に23万円が加算され、控除額は53万円となります。 ※障害者の人の個人番号を記入して下さい。			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで	普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外	普通障害者… 26 万円 特別障害者… 30 万円 同居特別障害者の場合… 53 万円		表面 3－㉒ 4－㉒～㉓																																																																								
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳																																																																																									
特別障害者	1・2級	A	1級	特別項症から第3項症まで																																																																																									
普通障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外																																																																																									
配偶者 / 配偶者特別控除		あなたと生計を一にする配偶者がいる場合、あなたの昨年中の合計所得金額と配偶者の昨年中の合計所得金額に応じて控除額が異なります。あなたの合計所得金額が1,000万円以下のとき、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に配偶者控除となり、48万円を超え、133万円以下のときは配偶者特別控除となります。 <table><tr><td></td><td colspan="2">配偶者控除</td><td colspan="10">配偶者特別控除</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">一般配偶者 老人配偶者</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>配偶者の合計所得金額 納税者本人の合計所得金額</td><td colspan="2">～48 万円</td><td>～100万円</td><td>～105万円</td><td>～110万円</td><td>～115万円</td><td>～120万円</td><td>～125万円</td><td>～130万円</td><td>～133万円</td><td>133万円超</td></tr><tr><td>～900万円</td><td>33万円</td><td>38万円</td><td>33万円</td><td>31万円</td><td>26万円</td><td>21万円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td>3万円</td><td>0万円</td></tr><tr><td>～950万円</td><td>22万円</td><td>26万円</td><td>22万円</td><td>21万円</td><td>18万円</td><td>14万円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td>0万円</td></tr><tr><td>～1000万円</td><td>11万円</td><td>13万円</td><td>11万円</td><td>11万円</td><td>9万円</td><td>7万円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>0万円</td></tr><tr><td>～1000万円超</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td></tr></table> ※対象となる配偶者の個人番号を記入して下さい。			配偶者控除		配偶者特別控除											一般配偶者 老人配偶者												配偶者の合計所得金額 納税者本人の合計所得金額	～48 万円		～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円	133万円超	～900万円	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円	～950万円	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円	～1000万円	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円	～1000万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円			表面 3－㉔ 4－㉔～㉕	
	配偶者控除		配偶者特別控除																																																																																										
	一般配偶者 老人配偶者																																																																																												
配偶者の合計所得金額 納税者本人の合計所得金額	～48 万円		～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円	133万円超																																																																																		
～900万円	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円																																																																																		
～950万円	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円																																																																																		
～1000万円	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円																																																																																		
～1000万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円																																																																																		

所得から差し引かれる金額

種 類	内容または記入上の注意		控除される額	申告書の記入欄
扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、昨年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合			
	種 類		控除額	
	一般扶養親族	平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日 及び 昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日までに生まれた人 (16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満の人)	33 万円	表面 3－㉓ 4－㉓
	特定扶養親族	平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた人 (19 歳以上 23 歳未満の人)	45 万円	
	老人扶養親族	昭和 30 年 1 月 1 日 以前に生まれた人 (70 歳以上の人)	45 万円	
		同居老親等 同居老親等以外	38 万円	
	＊親族とは、6 親等内の血族及び3 親等内の姻族をいいます。 ＊同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常としている人をいいます。 ＊16 歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税基準額の算定や、各種手当等に影響しますので、扶養している場合は、「16 歳未満の扶養親族」欄に必ず記入してください。 ※扶養親族の人の個人番号を記入して下さい。			
基礎控除	合計所得金額		基礎控除額	表面 4－㉔
	～ 24,000,000円		43万円	
	24,000,001円	～ 24,500,000円	29万円	
	24,500,001円	～ 25,000,000円	15万円	
	25,000,001円	～	0万円	

＊寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者、控除対象配偶者、扶養親族等に該当するかどうかは、令和6年12月31日の現況によって判定します。なお、扶養親族等が昨年中にすでに死亡しているときは、その親族等の死亡時の現況によって判定します。
 ＊2人以上の納税義務者が同一の扶養親族等を重複して控除を受けることはできません。

税額から差し引かれる金額

種 類	内容または記入上の注意	申告書の記入欄
寄 附 金 除 控	あなたが昨年中に山口県共同募金会、日本赤十字社、都道府県・市町村（特別区）または山口県及び長門市が条例で指定した団体へ寄附金を支出した場合	裏面 14

< メモ >

令和 7 年度分 市・県民税 国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告書

表

長門市長殿			現住所		整理番号									
			1月1日現在の住所		業種又は職業									
			フリガナ		電話番号									
			提出年月日		氏名		個人番号							
年	月	日	生年月日	明・大・昭平・令	世帯主の氏名	続柄								

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料									
			円									
	合計											
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計									
			円									
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計									
			円									
⑯ 介護医療保険料控除	介護医療保険料の計											
			円									
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計									
			円									
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		⑱ □ ひとり親控除		⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)							
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度		級度								
	個人番号											
	フリガナ氏名	障害の程度		級度								
	個人番号											
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	フリガナ氏名	生年月日		明・大・昭平・令								
	配偶者の合計所得金額	円										
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
	フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
	フリガナ氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄						
	個人番号											
㉔ 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類							
	損害金額		保険金などで補填される金額		差し損失額のうち災害関連支出の金額							
	円		円		円							
㉕ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額		円							

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ			
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
			合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳			
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒			
	扶養控除	㉓			
	基礎控除	㉔			
	⑬から㉔までの計	㉕			
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗				
	合計 (㉕+㉖+㉗)	㉘			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

ここから切り取って提出して下さい

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等				円	
合 計					
法人番号又は 所 在 地					
勤 務 先 名					
電 話 番 号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	イ 円
	長 期					ロ
一 時						ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のロの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]		

11 事業専従者に関する事項

1	フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額			
	氏名									
2	フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額			
	氏名									
3	フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額			
	氏名									
		個人 番号				従事 月数				
		所得税における青色申告の承認の有無							承認あり ・ 承認なし	合 計 額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特 例適用前の 不動産所得		円
事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始 ・ 廃止	
	月 日	
☐ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリ ガナ	個人 番号		住所		国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
	氏名						
2	フリ ガナ	個人 番号		住所		国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
	氏名						
3	フリ ガナ	個人 番号		住所		国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払い
	氏名						

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府 県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してく
ださい。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活
動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄
に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ	続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所	
氏名								
個人 番号								